

各都道府県介護保険主管課（室）

各指定都市介護保険主管課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する
基準等の一部を改正する件」の公布について」の送付に
ついて

計 161 枚（本紙を除く）

Vol.704

平成31年3月28日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3948、3949)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」
の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会で議論が行われ、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正案に係る答申等がされたところです。

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 101 号）が官報公布されました。この告示については、本年 10 月 1 日より施行することとしています。

各都道府県におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

なお、今般創設した「介護職員等特定処遇改善加算」の具体的な運用等につきましては、近日中（4月上旬）に別途お知らせする予定であることを申し添えます。

○厚生労働省告示第百一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を次の表のように改正し、平成三十一年十月一日から適用する。

平成三十一年三月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																												
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <table border="0"><tr><td>(1) 所要時間20分未満の場合</td><td>166単位</td></tr><tr><td>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合</td><td>249単位</td></tr><tr><td>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合</td><td>395単位</td></tr><tr><td>(4) 所要時間1時間以上の場合</td><td>577単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</td></tr></table> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <table border="0"><tr><td>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合</td><td>182単位</td></tr><tr><td>(2) 所要時間45分以上の場合</td><td>224単位</td></tr></table> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>ト 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <table border="0"><tr><td>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</td><td></td></tr><tr><td>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</td><td></td></tr></table> <p>2 訪問入浴介護費</p>	(1) 所要時間20分未満の場合	166単位	(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	249単位	(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	395単位	(4) 所要時間1時間以上の場合	577単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	182単位	(2) 所要時間45分以上の場合	224単位	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数		<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <table border="0"><tr><td>(1) 所要時間20分未満の場合</td><td>165単位</td></tr><tr><td>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合</td><td>248単位</td></tr><tr><td>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合</td><td>394単位</td></tr><tr><td>(4) 所要時間1時間以上の場合</td><td>575単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</td></tr></table> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <table border="0"><tr><td>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合</td><td>181単位</td></tr><tr><td>(2) 所要時間45分以上の場合</td><td>223単位</td></tr></table> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 訪問入浴介護費</p>	(1) 所要時間20分未満の場合	165単位	(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	248単位	(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	394単位	(4) 所要時間1時間以上の場合	575単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	181単位	(2) 所要時間45分以上の場合	223単位
(1) 所要時間20分未満の場合	166単位																												
(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	249単位																												
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	395単位																												
(4) 所要時間1時間以上の場合	577単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数																												
(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	182単位																												
(2) 所要時間45分以上の場合	224単位																												
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数																													
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数																													
(1) 所要時間20分未満の場合	165単位																												
(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	248単位																												
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	394単位																												
(4) 所要時間1時間以上の場合	575単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数																												
(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	181単位																												
(2) 所要時間45分以上の場合	223単位																												

イ 訪問入浴介護費	1,256単位
注 1～8 (略)	
ロ・ハ (略)	
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
3 訪問看護費	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	
(1) 所要時間20分未満の場合	312単位
(2) 所要時間30分未満の場合	469単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	819単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,122単位
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1回につき)	297単位
ロ 病院又は診療所の場合	
(1) 所要時間20分未満の場合	264単位
(2) 所要時間30分未満の場合	397単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	571単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	839単位
ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	2,945単位
注 1～15	

イ 訪問入浴介護費	1,250単位
注 1～8 (略)	
ロ・ハ (略)	
(新設)	
3 訪問看護費	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	
(1) 所要時間20分未満の場合	311単位
(2) 所要時間30分未満の場合	467単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	816単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,118単位
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1回につき)	296単位
ロ 病院又は診療所の場合	
(1) 所要時間20分未満の場合	263単位
(2) 所要時間30分未満の場合	396単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	569単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	836単位
ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	2,935単位
注 1～15	

ニ	初回加算	200単位
	注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。	
	ホ～チ (略)	
4	訪問リハビリテーション費	
	イ 訪問リハビリテーション費(1回につき)	<u>292単位</u>
	注1～10 (略)	
	ロ・ハ (略)	
5	居宅療養管理指導費	
	イ 医師が行う場合	
	(1) 居宅療養管理指導費(I)	
	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>444単位</u>
	(2) 居宅療養管理指導費(II)	
	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>295単位</u>
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>285単位</u>
	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>261単位</u>
	注1～5 (略)	
	ロ 歯科医師が行う場合	
	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
	(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>

ニ	初回加算	200単位
	注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。	
	ホ～チ (略)	
4	訪問リハビリテーション費	
	イ 訪問リハビリテーション費(1回につき)	<u>290単位</u>
	注1～10 (略)	
	ロ・ハ (略)	
5	居宅療養管理指導費	
	イ 医師が行う場合	
	(1) 居宅療養管理指導費(I)	
	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>442単位</u>
	(2) 居宅療養管理指導費(II)	
	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>294単位</u>
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>284単位</u>
	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>260単位</u>
	注1～5 (略)	
	ロ 歯科医師が行う場合	
	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
	(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>

注 1～4	(略)	
ハ	薬剤師が行う場合	
(1)	病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>560単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>415単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>
(2)	薬局の薬剤師が行う場合	
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>377単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>
注 1～5	(略)	
ニ	管理栄養士が行う場合	
(1)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>539単位</u>
(2)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3)	(1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>
注 1～4	(略)	
ホ	歯科衛生士等が行う場合	
(1)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>356単位</u>
(2)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>324単位</u>
(3)	(1)及び(2)以外の場合	<u>296単位</u>
注 1～4	(略)	
ヘ	(略)	
6	通所介護費	
イ	通常規模型通所介護費	
(1)	所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一)	要介護 1	<u>364単位</u>
(二)	要介護 2	<u>417単位</u>

注 1～4	(略)	
ハ	薬剤師が行う場合	
(1)	病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>558単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>414単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合	<u>378単位</u>
(2)	薬局の薬剤師が行う場合	
(一)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>376単位</u>
(三)	(一)及び(二)以外の場合	<u>344単位</u>
注 1～5	(略)	
ニ	管理栄養士が行う場合	
(1)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>537単位</u>
(2)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3)	(1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注 1～4	(略)	
ホ	歯科衛生士等が行う場合	
(1)	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>355単位</u>
(2)	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>323単位</u>
(3)	(1)及び(2)以外の場合	<u>295単位</u>
注 1～4	(略)	
ヘ	(略)	
6	通所介護費	
イ	通常規模型通所介護費	
(1)	所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一)	要介護 1	<u>362単位</u>
(二)	要介護 2	<u>415単位</u>

(三) 要介護 3	<u>472単位</u>
(四) 要介護 4	<u>525単位</u>
(五) 要介護 5	<u>579単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>382単位</u>
(二) 要介護 2	<u>438単位</u>
(三) 要介護 3	<u>495単位</u>
(四) 要介護 4	<u>551単位</u>
(五) 要介護 5	<u>608単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>561単位</u>
(二) 要介護 2	<u>663単位</u>
(三) 要介護 3	<u>765単位</u>
(四) 要介護 4	<u>867単位</u>
(五) 要介護 5	<u>969単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>575単位</u>
(二) 要介護 2	<u>679単位</u>
(三) 要介護 3	<u>784単位</u>
(四) 要介護 4	<u>888単位</u>
(五) 要介護 5	<u>993単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>648単位</u>
(二) 要介護 2	<u>765単位</u>
(三) 要介護 3	<u>887単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,008単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,130単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>779単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>

(三) 要介護 3	<u>470単位</u>
(四) 要介護 4	<u>522単位</u>
(五) 要介護 5	<u>576単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>380単位</u>
(二) 要介護 2	<u>436単位</u>
(三) 要介護 3	<u>493単位</u>
(四) 要介護 4	<u>548単位</u>
(五) 要介護 5	<u>605単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>558単位</u>
(二) 要介護 2	<u>660単位</u>
(三) 要介護 3	<u>761単位</u>
(四) 要介護 4	<u>863単位</u>
(五) 要介護 5	<u>964単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>572単位</u>
(二) 要介護 2	<u>676単位</u>
(三) 要介護 3	<u>780単位</u>
(四) 要介護 4	<u>884単位</u>
(五) 要介護 5	<u>988単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>645単位</u>
(二) 要介護 2	<u>761単位</u>
(三) 要介護 3	<u>883単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,003単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,124単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>656単位</u>
(二) 要介護 2	<u>775単位</u>
(三) 要介護 3	<u>898単位</u>

(四) 要介護 4	<u>1,026単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>
ロ 大規模型通所介護費(1)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>352単位</u>
(二) 要介護 2	<u>403単位</u>
(三) 要介護 3	<u>455単位</u>
(四) 要介護 4	<u>506単位</u>
(五) 要介護 5	<u>559単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>370単位</u>
(二) 要介護 2	<u>424単位</u>
(三) 要介護 3	<u>479単位</u>
(四) 要介護 4	<u>533単位</u>
(五) 要介護 5	<u>588単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>536単位</u>
(二) 要介護 2	<u>634単位</u>
(三) 要介護 3	<u>732単位</u>
(四) 要介護 4	<u>828単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>555単位</u>
(二) 要介護 2	<u>657単位</u>
(三) 要介護 3	<u>758単位</u>
(四) 要介護 4	<u>858単位</u>
(五) 要介護 5	<u>959単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>620単位</u>
(二) 要介護 2	<u>733単位</u>
(三) 要介護 3	<u>848単位</u>

(四) 要介護 4	<u>1,021単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,144単位</u>
ロ 大規模型通所介護費(1)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>350単位</u>
(二) 要介護 2	<u>401単位</u>
(三) 要介護 3	<u>453単位</u>
(四) 要介護 4	<u>504単位</u>
(五) 要介護 5	<u>556単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>368単位</u>
(二) 要介護 2	<u>422単位</u>
(三) 要介護 3	<u>477単位</u>
(四) 要介護 4	<u>530単位</u>
(五) 要介護 5	<u>585単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>533単位</u>
(二) 要介護 2	<u>631単位</u>
(三) 要介護 3	<u>728単位</u>
(四) 要介護 4	<u>824単位</u>
(五) 要介護 5	<u>921単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>552単位</u>
(二) 要介護 2	<u>654単位</u>
(三) 要介護 3	<u>754単位</u>
(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>954単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>617単位</u>
(二) 要介護 2	<u>729単位</u>
(三) 要介護 3	<u>844単位</u>

(四) 要介護 4	<u>965単位</u>	(四) 要介護 4	<u>960単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,081単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,076単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>637単位</u>	(一) 要介護 1	<u>634単位</u>
(二) 要介護 2	<u>753単位</u>	(二) 要介護 2	<u>749単位</u>
(三) 要介護 3	<u>872単位</u>	(三) 要介護 3	<u>868単位</u>
(四) 要介護 4	<u>992単位</u>	(四) 要介護 4	<u>987単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,111単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,106単位</u>
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)		ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>340単位</u>	(一) 要介護 1	<u>338単位</u>
(二) 要介護 2	<u>389単位</u>	(二) 要介護 2	<u>387単位</u>
(三) 要介護 3	<u>440単位</u>	(三) 要介護 3	<u>438単位</u>
(四) 要介護 4	<u>488単位</u>	(四) 要介護 4	<u>486単位</u>
(五) 要介護 5	<u>540単位</u>	(五) 要介護 5	<u>537単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>356単位</u>	(一) 要介護 1	<u>354単位</u>
(二) 要介護 2	<u>408単位</u>	(二) 要介護 2	<u>406単位</u>
(三) 要介護 3	<u>461単位</u>	(三) 要介護 3	<u>459単位</u>
(四) 要介護 4	<u>513単位</u>	(四) 要介護 4	<u>510単位</u>
(五) 要介護 5	<u>566単位</u>	(五) 要介護 5	<u>563単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>517単位</u>	(一) 要介護 1	<u>514単位</u>
(二) 要介護 2	<u>611単位</u>	(二) 要介護 2	<u>608単位</u>
(三) 要介護 3	<u>705単位</u>	(三) 要介護 3	<u>702単位</u>
(四) 要介護 4	<u>800単位</u>	(四) 要介護 4	<u>796単位</u>
(五) 要介護 5	<u>894単位</u>	(五) 要介護 5	<u>890単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>535単位</u>	(一) 要介護 1	<u>532単位</u>
(二) 要介護 2	<u>632単位</u>	(二) 要介護 2	<u>629単位</u>
(三) 要介護 3	<u>729単位</u>	(三) 要介護 3	<u>725単位</u>

(四) 要介護 4	827単位
(五) 要介護 5	925単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	598単位
(二) 要介護 2	706単位
(三) 要介護 3	818単位
(四) 要介護 4	931単位
(五) 要介護 5	1,043単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	614単位
(二) 要介護 2	726単位
(三) 要介護 3	839単位
(四) 要介護 4	955単位
(五) 要介護 5	1,070単位
注 1～19 (略)	
ニ・ホ (略)	
ハ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u>	
(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</u>	
7 通所リハビリテーション費	
イ 通常規模型リハビリテーション費	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	

(四) 要介護 4	823単位
(五) 要介護 5	920単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	595単位
(二) 要介護 2	703単位
(三) 要介護 3	814単位
(四) 要介護 4	926単位
(五) 要介護 5	1,038単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	611単位
(二) 要介護 2	722単位
(三) 要介護 3	835単位
(四) 要介護 4	950単位
(五) 要介護 5	1,065単位
注 1～19 (略)	
ニ・ホ (略)	
(新設)	
7 通所リハビリテーション費	
イ 通常規模型リハビリテーション費	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	

(一) 要介護 1	<u>331単位</u>
(二) 要介護 2	<u>360単位</u>
(三) 要介護 3	<u>390単位</u>
(四) 要介護 4	<u>419単位</u>
(五) 要介護 5	<u>450単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>345単位</u>
(二) 要介護 2	<u>400単位</u>
(三) 要介護 3	<u>457単位</u>
(四) 要介護 4	<u>513単位</u>
(五) 要介護 5	<u>569単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>446単位</u>
(二) 要介護 2	<u>523単位</u>
(三) 要介護 3	<u>599単位</u>
(四) 要介護 4	<u>697単位</u>
(五) 要介護 5	<u>793単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>511単位</u>
(二) 要介護 2	<u>598単位</u>
(三) 要介護 3	<u>684単位</u>
(四) 要介護 4	<u>795単位</u>
(五) 要介護 5	<u>905単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>579単位</u>
(二) 要介護 2	<u>692単位</u>
(三) 要介護 3	<u>803単位</u>
(四) 要介護 4	<u>935単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,065単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>670単位</u>

(一) 要介護 1	<u>329単位</u>
(二) 要介護 2	<u>358単位</u>
(三) 要介護 3	<u>388単位</u>
(四) 要介護 4	<u>417単位</u>
(五) 要介護 5	<u>448単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>343単位</u>
(二) 要介護 2	<u>398単位</u>
(三) 要介護 3	<u>455単位</u>
(四) 要介護 4	<u>510単位</u>
(五) 要介護 5	<u>566単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>444単位</u>
(二) 要介護 2	<u>520単位</u>
(三) 要介護 3	<u>596単位</u>
(四) 要介護 4	<u>693単位</u>
(五) 要介護 5	<u>789単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>508単位</u>
(二) 要介護 2	<u>595単位</u>
(三) 要介護 3	<u>681単位</u>
(四) 要介護 4	<u>791単位</u>
(五) 要介護 5	<u>900単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>576単位</u>
(二) 要介護 2	<u>688単位</u>
(三) 要介護 3	<u>799単位</u>
(四) 要介護 4	<u>930単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,060単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>667単位</u>

(二) 要介護 2	<u>801単位</u>
(三) 要介護 3	<u>929単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,081単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>716単位</u>
(二) 要介護 2	<u>853単位</u>
(三) 要介護 3	<u>993単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,157単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,317単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(1)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>325単位</u>
(二) 要介護 2	<u>356単位</u>
(三) 要介護 3	<u>384単位</u>
(四) 要介護 4	<u>413単位</u>
(五) 要介護 5	<u>443単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>339単位</u>
(二) 要介護 2	<u>394単位</u>
(三) 要介護 3	<u>450単位</u>
(四) 要介護 4	<u>505単位</u>
(五) 要介護 5	<u>561単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>439単位</u>
(二) 要介護 2	<u>515単位</u>
(三) 要介護 3	<u>590単位</u>
(四) 要介護 4	<u>685単位</u>
(五) 要介護 5	<u>781単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>501単位</u>

(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>924単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,076単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,225単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>712単位</u>
(二) 要介護 2	<u>849単位</u>
(三) 要介護 3	<u>988単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,151単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(1)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>323単位</u>
(二) 要介護 2	<u>354単位</u>
(三) 要介護 3	<u>382単位</u>
(四) 要介護 4	<u>411単位</u>
(五) 要介護 5	<u>441単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>337単位</u>
(二) 要介護 2	<u>392単位</u>
(三) 要介護 3	<u>448単位</u>
(四) 要介護 4	<u>502単位</u>
(五) 要介護 5	<u>558単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>437単位</u>
(二) 要介護 2	<u>512単位</u>
(三) 要介護 3	<u>587単位</u>
(四) 要介護 4	<u>682単位</u>
(五) 要介護 5	<u>777単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>498単位</u>

(二) 要介護 2	<u>586単位</u>
(三) 要介護 3	<u>670単位</u>
(四) 要介護 4	<u>778単位</u>
(五) 要介護 5	<u>887単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>559単位</u>
(二) 要介護 2	<u>668単位</u>
(三) 要介護 3	<u>776単位</u>
(四) 要介護 4	<u>904単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,029単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>653単位</u>
(二) 要介護 2	<u>781単位</u>
(三) 要介護 3	<u>907単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,054単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,201単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>692単位</u>
(二) 要介護 2	<u>824単位</u>
(三) 要介護 3	<u>960単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,117単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,273単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>318単位</u>
(二) 要介護 2	<u>348単位</u>
(三) 要介護 3	<u>375単位</u>
(四) 要介護 4	<u>404単位</u>
(五) 要介護 5	<u>432単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>332単位</u>

(二) 要介護 2	<u>583単位</u>
(三) 要介護 3	<u>667単位</u>
(四) 要介護 4	<u>774単位</u>
(五) 要介護 5	<u>882単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>556単位</u>
(二) 要介護 2	<u>665単位</u>
(三) 要介護 3	<u>772単位</u>
(四) 要介護 4	<u>899単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,024単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>650単位</u>
(二) 要介護 2	<u>777単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,049単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,195単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>688単位</u>
(二) 要介護 2	<u>820単位</u>
(三) 要介護 3	<u>955単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,111単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,267単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>316単位</u>
(二) 要介護 2	<u>346単位</u>
(三) 要介護 3	<u>373単位</u>
(四) 要介護 4	<u>402単位</u>
(五) 要介護 5	<u>430単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>330単位</u>

(二) 要介護 2	<u>386単位</u>
(三) 要介護 3	<u>439単位</u>
(四) 要介護 4	<u>493単位</u>
(五) 要介護 5	<u>547単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>428単位</u>
(二) 要介護 2	<u>503単位</u>
(三) 要介護 3	<u>576単位</u>
(四) 要介護 4	<u>669単位</u>
(五) 要介護 5	<u>763単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>482単位</u>
(二) 要介護 2	<u>566単位</u>
(三) 要介護 3	<u>648単位</u>
(四) 要介護 4	<u>753単位</u>
(五) 要介護 5	<u>857単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>540単位</u>
(二) 要介護 2	<u>646単位</u>
(三) 要介護 3	<u>750単位</u>
(四) 要介護 4	<u>874単位</u>
(五) 要介護 5	<u>996単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>629単位</u>
(二) 要介護 2	<u>754単位</u>
(三) 要介護 3	<u>874単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,019単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,161単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>667単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>

(二) 要介護 2	<u>384単位</u>
(三) 要介護 3	<u>437単位</u>
(四) 要介護 4	<u>491単位</u>
(五) 要介護 5	<u>544単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>426単位</u>
(二) 要介護 2	<u>500単位</u>
(三) 要介護 3	<u>573単位</u>
(四) 要介護 4	<u>666単位</u>
(五) 要介護 5	<u>759単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>480単位</u>
(二) 要介護 2	<u>563単位</u>
(三) 要介護 3	<u>645単位</u>
(四) 要介護 4	<u>749単位</u>
(五) 要介護 5	<u>853単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>537単位</u>
(二) 要介護 2	<u>643単位</u>
(三) 要介護 3	<u>746単位</u>
(四) 要介護 4	<u>870単位</u>
(五) 要介護 5	<u>991単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>626単位</u>
(二) 要介護 2	<u>750単位</u>
(三) 要介護 3	<u>870単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,014単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,155単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>664単位</u>
(二) 要介護 2	<u>793単位</u>

(三) 要介護 3	<u>927単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,080単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>
注 1～20 (略)	
ニ～ハ (略)	
ト 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数	
8 短期入所生活介護費 (1日につき)	
イ 短期入所生活介護費	
(1) 単独型短期入所生活介護費	
(一) 単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>627単位</u>
b 要介護 2	<u>695単位</u>
c 要介護 3	<u>765単位</u>
d 要介護 4	<u>833単位</u>
e 要介護 5	<u>900単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	<u>627単位</u>
b 要介護 2	<u>695単位</u>
c 要介護 3	<u>765単位</u>
d 要介護 4	<u>833単位</u>

(三) 要介護 3	<u>922単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,075単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,225単位</u>
注 1～20 (略)	
ニ～ハ (略)	
(新設)	
8 短期入所生活介護費 (1日につき)	
イ 短期入所生活介護費	
(1) 単独型短期入所生活介護費	
(一) 単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>625単位</u>
b 要介護 2	<u>693単位</u>
c 要介護 3	<u>763単位</u>
d 要介護 4	<u>831単位</u>
e 要介護 5	<u>897単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	<u>625単位</u>
b 要介護 2	<u>693単位</u>
c 要介護 3	<u>763単位</u>
d 要介護 4	<u>831単位</u>

e 要介護 5	900単位	e 要介護 5	897単位
(2) 併設型短期入所生活介護費		(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)		(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	586単位	a 要介護 1	584単位
b 要介護 2	654単位	b 要介護 2	652単位
c 要介護 3	724単位	c 要介護 3	722単位
d 要介護 4	792単位	d 要介護 4	790単位
e 要介護 5	859単位	e 要介護 5	856単位
(二) 併設型短期入所生活介護費(II)		(二) 併設型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	586単位	a 要介護 1	584単位
b 要介護 2	654単位	b 要介護 2	652単位
c 要介護 3	724単位	c 要介護 3	722単位
d 要介護 4	792単位	d 要介護 4	790単位
e 要介護 5	859単位	e 要介護 5	856単位
ロ ユニット型短期入所生活介護費		ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費		(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)		(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	725単位	a 要介護 1	723単位
b 要介護 2	792単位	b 要介護 2	790単位
c 要介護 3	866単位	c 要介護 3	863単位
d 要介護 4	933単位	d 要介護 4	930単位
e 要介護 5	1,000単位	e 要介護 5	997単位
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	725単位	a 要介護 1	723単位
b 要介護 2	792単位	b 要介護 2	790単位
c 要介護 3	866単位	c 要介護 3	863単位
d 要介護 4	933単位	d 要介護 4	930単位
e 要介護 5	1,000単位	e 要介護 5	997単位
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)		(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	684単位	a 要介護 1	682単位

b 要介護 2	<u>751単位</u>
c 要介護 3	<u>824単位</u>
d 要介護 4	<u>892単位</u>
e 要介護 5	<u>959単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	<u>684単位</u>
b 要介護 2	<u>751単位</u>
c 要介護 3	<u>824単位</u>
d 要介護 4	<u>892単位</u>
e 要介護 5	<u>959単位</u>

注 1～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サー

b 要介護 2	<u>749単位</u>
c 要介護 3	<u>822単位</u>
d 要介護 4	<u>889単位</u>
e 要介護 5	<u>956単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	<u>682単位</u>
b 要介護 2	<u>749単位</u>
c 要介護 3	<u>822単位</u>
d 要介護 4	<u>889単位</u>
e 要介護 5	<u>956単位</u>

注 1～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サー

ビス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ト (略)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 755単位

ii 要介護2 801単位

iii 要介護3 862単位

iv 要介護4 914単位

v 要介護5 965単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 797単位

ii 要介護2 868単位

ビス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ト (略)

(新設)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 753単位

ii 要介護2 798単位

iii 要介護3 859単位

iv 要介護4 911単位

v 要介護5 962単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 794単位

ii 要介護2 865単位

iii 要介護 3	<u>930単位</u>
iv 要介護 4	<u>986単位</u>
v 要介護 5	<u>1,041単位</u>
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	<u>829単位</u>
ii 要介護 2	<u>877単位</u>
iii 要介護 3	<u>938単位</u>
iv 要介護 4	<u>989単位</u>
v 要介護 5	<u>1,042単位</u>
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>876単位</u>
ii 要介護 2	<u>950単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,068単位</u>
v 要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>862単位</u>
iii 要介護 3	<u>975単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,051単位</u>
v 要介護 5	<u>1,126単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>858単位</u>
ii 要介護 2	<u>940単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,054単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,130単位</u>
v 要介護 5	<u>1,204単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>781単位</u>

iii 要介護 3	<u>927単位</u>
iv 要介護 4	<u>983単位</u>
v 要介護 5	<u>1,038単位</u>
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	<u>826単位</u>
ii 要介護 2	<u>874単位</u>
iii 要介護 3	<u>935単位</u>
iv 要介護 4	<u>986単位</u>
v 要介護 5	<u>1,039単位</u>
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>873単位</u>
ii 要介護 2	<u>947単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,009単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,065単位</u>
v 要介護 5	<u>1,120単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>859単位</u>
iii 要介護 3	<u>972単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,048単位</u>
v 要介護 5	<u>1,122単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>855単位</u>
ii 要介護 2	<u>937単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,051単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,126単位</u>
v 要介護 5	<u>1,200単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>

ii	要介護 2	<u>856単位</u>
iii	要介護 3	<u>949単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,024単位</u>
v	要介護 5	<u>1,099単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>858単位</u>
ii	要介護 2	<u>934単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,027単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,102単位</u>
v	要介護 5	<u>1,177単位</u>
(四)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>741単位</u>
ii	要介護 2	<u>785単位</u>
iii	要介護 3	<u>846単位</u>
iv	要介護 4	<u>897単位</u>
v	要介護 5	<u>947単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>813単位</u>
ii	要介護 2	<u>861単位</u>
iii	要介護 3	<u>920単位</u>
iv	要介護 4	<u>970単位</u>
v	要介護 5	<u>1,022単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>835単位</u>
ii	要介護 2	<u>880単位</u>
iii	要介護 3	<u>942単位</u>
iv	要介護 4	<u>995単位</u>
v	要介護 5	<u>1,046単位</u>

ii	要介護 2	<u>853単位</u>
iii	要介護 3	<u>946単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,021単位</u>
v	要介護 5	<u>1,095単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>855単位</u>
ii	要介護 2	<u>931単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,024単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,173単位</u>
(四)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>739単位</u>
ii	要介護 2	<u>783単位</u>
iii	要介護 3	<u>843単位</u>
iv	要介護 4	<u>894単位</u>
v	要介護 5	<u>944単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>811単位</u>
ii	要介護 2	<u>858単位</u>
iii	要介護 3	<u>917単位</u>
iv	要介護 4	<u>967単位</u>
v	要介護 5	<u>1,019単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>832単位</u>
ii	要介護 2	<u>877単位</u>
iii	要介護 3	<u>939単位</u>
iv	要介護 4	<u>992単位</u>
v	要介護 5	<u>1,043単位</u>

b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>954単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,072単位</u>
v	要介護 5	<u>1,128単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>835単位</u>
ii	要介護 2	<u>880単位</u>
iii	要介護 3	<u>942単位</u>
iv	要介護 4	<u>995単位</u>
v	要介護 5	<u>1,046単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>954単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,072単位</u>
v	要介護 5	<u>1,128単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,214単位</u>
v	要介護 5	<u>1,288単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,214単位</u>
v	要介護 5	<u>1,288単位</u>

b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>877単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,069単位</u>
v	要介護 5	<u>1,124単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>832単位</u>
ii	要介護 2	<u>877単位</u>
iii	要介護 3	<u>939単位</u>
iv	要介護 4	<u>992単位</u>
v	要介護 5	<u>1,043単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>877単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,069単位</u>
v	要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,210単位</u>
v	要介護 5	<u>1,284単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,210単位</u>
v	要介護 5	<u>1,284単位</u>

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>943単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,018単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,112単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,187単位</u>
v 要介護 5	<u>1,261単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>943単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,018単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,112単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,187単位</u>
v 要介護 5	<u>1,261単位</u>
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>818単位</u>
ii 要介護 2	<u>864単位</u>
iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>976単位</u>
v 要介護 5	<u>1,026単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>818単位</u>
ii 要介護 2	<u>864単位</u>
iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>976単位</u>
v 要介護 5	<u>1,026単位</u>
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
注 1～18 (略)	

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>940単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,015単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,183単位</u>
v 要介護 5	<u>1,257単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>940単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,015単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,183単位</u>
v 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>816単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>921単位</u>
iv 要介護 4	<u>973単位</u>
v 要介護 5	<u>1,023単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>816単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>921単位</u>
iv 要介護 4	<u>973単位</u>
v 要介護 5	<u>1,023単位</u>
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,257単位</u>
注 1～18 (略)	

(4)・(5) (略)

(6) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理（1日につき） 518単位
注1・2 (略)

(二) (略)

(7)・(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

- a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)
 - i 要介護1 693単位
 - ii 要介護2 796単位
 - iii 要介護3 1,020単位
 - iv 要介護4 1,115単位
 - v 要介護5 1,201単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

(4)・(5) (略)

(6) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理（1日につき） 511単位
注1・2 (略)

(二) (略)

(7)・(8) (略)

(新設)

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

- a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)
 - i 要介護1 691単位
 - ii 要介護2 794単位
 - iii 要介護3 1,017単位
 - iv 要介護4 1,112単位
 - v 要介護5 1,197単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>721単位</u>
ii	要介護 2	<u>830単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,063単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,163単位</u>
v	要介護 5	<u>1,252単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>711単位</u>
ii	要介護 2	<u>818単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,048単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,146単位</u>
v	要介護 5	<u>1,234単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>797単位</u>
ii	要介護 2	<u>901単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,124単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,220単位</u>
v	要介護 5	<u>1,305単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>831単位</u>
ii	要介護 2	<u>939単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,272単位</u>
v	要介護 5	<u>1,361単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>819単位</u>
ii	要介護 2	<u>926単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,156単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,253単位</u>
v	要介護 5	<u>1,341単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	

i	要介護 1	<u>719単位</u>
ii	要介護 2	<u>827単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,060単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,159単位</u>
v	要介護 5	<u>1,248単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>709単位</u>
ii	要介護 2	<u>815単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,045単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,142単位</u>
v	要介護 5	<u>1,230単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>795単位</u>
ii	要介護 2	<u>898単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,121単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,216単位</u>
v	要介護 5	<u>1,301単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>828単位</u>
ii	要介護 2	<u>936単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,169単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,268単位</u>
v	要介護 5	<u>1,357単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>816単位</u>
ii	要介護 2	<u>923単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,152単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,249単位</u>
v	要介護 5	<u>1,337単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	

i	要介護 1	<u>638単位</u>
ii	要介護 2	<u>741単位</u>
iii	要介護 3	<u>894単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,040単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>653単位</u>
ii	要介護 2	<u>759単位</u>
iii	要介護 3	<u>915単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,065単位</u>
v	要介護 5	<u>1,106単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>743単位</u>
ii	要介護 2	<u>847単位</u>
iii	要介護 3	<u>998単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,146単位</u>
v	要介護 5	<u>1,185単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>761単位</u>
ii	要介護 2	<u>867単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>616単位</u>
ii	要介護 2	<u>722単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,015単位</u>
v	要介護 5	<u>1,054単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	

i	要介護 1	<u>636単位</u>
ii	要介護 2	<u>739単位</u>
iii	要介護 3	<u>891単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,037単位</u>
v	要介護 5	<u>1,077単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>651単位</u>
ii	要介護 2	<u>757単位</u>
iii	要介護 3	<u>912単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,062単位</u>
v	要介護 5	<u>1,103単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>741単位</u>
ii	要介護 2	<u>844単位</u>
iii	要介護 3	<u>995単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,142単位</u>
v	要介護 5	<u>1,181単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>864単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,019単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,169単位</u>
v	要介護 5	<u>1,209単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>614単位</u>
ii	要介護 2	<u>720単位</u>
iii	要介護 3	<u>863単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,012単位</u>
v	要介護 5	<u>1,051単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	

i	要介護 1	<u>722単位</u>
ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>972単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,121単位</u>
v	要介護 5	<u>1,161単位</u>
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)		
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>950単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,036単位</u>
v	要介護 5	<u>1,123単位</u>
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,055単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,143単位</u>
v	要介護 5	<u>1,229単位</u>
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)		
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>910単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,083単位</u>
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,015単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,101単位</u>

i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>825単位</u>
iii	要介護 3	<u>969単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,118単位</u>
v	要介護 5	<u>1,157単位</u>
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)		
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>947単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,033単位</u>
v	要介護 5	<u>1,120単位</u>
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,052単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,139単位</u>
v	要介護 5	<u>1,225単位</u>
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)		
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>907単位</u>
iv	要介護 4	<u>994単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>

v 要介護 5	<u>1,190単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,147単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,327単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	<u>848単位</u>
b 要介護 2	<u>956単位</u>
c 要介護 3	<u>1,190単位</u>
d 要介護 4	<u>1,289単位</u>
e 要介護 5	<u>1,378単位</u>
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>944単位</u>
c 要介護 3	<u>1,175単位</u>
d 要介護 4	<u>1,272単位</u>
e 要介護 5	<u>1,360単位</u>
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,147単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,327単位</u>
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a 要介護 1	<u>848単位</u>
b 要介護 2	<u>956単位</u>
c 要介護 3	<u>1,190単位</u>

v 要介護 5	<u>1,186単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>817単位</u>
b 要介護 2	<u>920単位</u>
c 要介護 3	<u>1,143単位</u>
d 要介護 4	<u>1,238単位</u>
e 要介護 5	<u>1,323単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	<u>845単位</u>
b 要介護 2	<u>953単位</u>
c 要介護 3	<u>1,186単位</u>
d 要介護 4	<u>1,285単位</u>
e 要介護 5	<u>1,374単位</u>
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a 要介護 1	<u>835単位</u>
b 要介護 2	<u>941単位</u>
c 要介護 3	<u>1,171単位</u>
d 要介護 4	<u>1,268単位</u>
e 要介護 5	<u>1,356単位</u>
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a 要介護 1	<u>817単位</u>
b 要介護 2	<u>920単位</u>
c 要介護 3	<u>1,143単位</u>
d 要介護 4	<u>1,238単位</u>
e 要介護 5	<u>1,323単位</u>
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a 要介護 1	<u>845単位</u>
b 要介護 2	<u>953単位</u>
c 要介護 3	<u>1,186単位</u>

d 要介護 4	<u>1,289単位</u>
e 要介護 5	<u>1,378単位</u>
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>944単位</u>
c 要介護 3	<u>1,175単位</u>
d 要介護 4	<u>1,272単位</u>
e 要介護 5	<u>1,360単位</u>
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	
（一） ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,059単位</u>
d 要介護 4	<u>1,145単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>
（二） ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,059単位</u>
d 要介護 4	<u>1,145単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	
（一） 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
（二） 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
（三） 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
注1～13 （略）	
(6)～(10) （略）	
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事	

d 要介護 4	<u>1,285単位</u>
e 要介護 5	<u>1,374単位</u>
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要介護 1	<u>835単位</u>
b 要介護 2	<u>941単位</u>
c 要介護 3	<u>1,171単位</u>
d 要介護 4	<u>1,268単位</u>
e 要介護 5	<u>1,356単位</u>
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	
（一） ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 要介護 1	<u>817単位</u>
b 要介護 2	<u>920単位</u>
c 要介護 3	<u>1,056単位</u>
d 要介護 4	<u>1,141単位</u>
e 要介護 5	<u>1,226単位</u>
（二） ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>817単位</u>
b 要介護 2	<u>920単位</u>
c 要介護 3	<u>1,056単位</u>
d 要介護 4	<u>1,141単位</u>
e 要介護 5	<u>1,226単位</u>
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	
（一） 3時間以上4時間未満	<u>654単位</u>
（二） 4時間以上6時間未満	<u>905単位</u>
（三） 6時間以上8時間未満	<u>1,257単位</u>
注1～13 （略）	
(6)～(10) （略）	
（新設）	

に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>675単位</u>
ii 要介護 2	<u>724単位</u>
iii 要介護 3	<u>772単位</u>
iv 要介護 4	<u>821単位</u>
v 要介護 5	<u>870単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>702単位</u>
ii 要介護 2	<u>754単位</u>
iii 要介護 3	<u>804単位</u>
iv 要介護 4	<u>855単位</u>
v 要介護 5	<u>906単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	<u>693単位</u>
ii 要介護 2	<u>743単位</u>
iii 要介護 3	<u>793単位</u>
iv 要介護 4	<u>843単位</u>
v 要介護 5	<u>893単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>673単位</u>
ii 要介護 2	<u>722単位</u>
iii 要介護 3	<u>770単位</u>
iv 要介護 4	<u>818単位</u>
v 要介護 5	<u>867単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>700単位</u>
ii 要介護 2	<u>752単位</u>
iii 要介護 3	<u>802単位</u>
iv 要介護 4	<u>852単位</u>
v 要介護 5	<u>903単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	<u>691単位</u>
ii 要介護 2	<u>741単位</u>
iii 要介護 3	<u>791単位</u>
iv 要介護 4	<u>840単位</u>
v 要介護 5	<u>890単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)